

II 「信教の自由」と宗教法人

1 「信教の自由」

(1) 信教の自由の保障

日本国憲法は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と定めています（20条1項前段）。

(2) 国政における尊重

宗教法人法は、「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない」と規定しています（1条2項前段）。

2 「宗教法人」

(1) 宗教法人法の目的

宗教法人法は、「宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする」と規定しています（1条1項）。

「宗教団体に法律上の能力を与える」ために定められたのが「宗教法人法」であるということです。というのは、「法人は、法律の規定によらなければ、成立しない」（民法33条1項）からです。

つまり「法律上の能力を与えられた団体」が「法人」です。

(2) 「法律上の能力」

「法律上の能力」とは、法律上の権利を行使し、義務を履行しうる独立の主体となることをいいます。

日本の法律は、「人」と「物」を峻別するローマ法の伝統にしたがい、「人」

のみが権利義務の主体となり、「物」は権利義務の客体となるにすぎないという立場をとっています。

そのため、「民法」では、第1篇「総則」で、基本原則を定めたたった2ヶ条の第1章「通則」に続いて、第2章「人」、第3章「法人」、第4章「物」という順に規定されています。

民法第3条では、「私権の享有は、出生に始まる」(1項)とされ、「人」のみが「権利能力」の主体であることを宣言しています。

そして、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」(896条1項本文)「相続は、死亡によって開始する」(882条)ことから、「出生に始まり、死亡によって終了する」ことになります。

(3) 「法人」

出生し死亡する人(自然人)とは異なり、「法人」は、「法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」(民法34条)という、限定的な権利能力の主体です。

そのため、第三者に知らせるために、「法令の定めるところにより、登記をする」(民法36条)ことが求められています。

「宗教法人」も同様に、「法令の規定に従い、規則で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」(宗教法人法10条)と定められています。

(4) 宗教法人の目的

「法律の目的」を定めた宗教法人法1条1項は、「宗教法人の目的」も規定しています。

それは、①「財産の所有・維持運用」と②「業務事業の運営」とに資することです。

つまり、権利能力がないとできない「財産管理」と「業務事業」を法律上行うことができるようにするため、「法人」とされるのです。

「礼拝の施設を備える」「宗教団体を包括する」ことが要件とされている(宗教法人法2条)のも、法人格が必要な場合に限って法人格を付与するという原則に則ったものでしょう。

最高裁判例によって構築されてきた「人格のない社団・財団」の例外はありますが、法律による登記・登録や許認可を受けることはできず、代表者の個人名などで手続をしなければならない制約があります。

もともと、税法・訴訟法・社会法などでは「法人とみなす」という規定や一定の権利義務を認める規定が置かれています。

宗教団体に法律上の能力が与えられた「宗教法人」とは、しばしば誤解されているように、「宗教活動」（後述）を行うためではなく、専ら「財産管理」を行うため（国会説明）であり、「世俗の事務」を行うため（文化庁）なのです。

法律上の能力を必要としない「宗教活動」には及ばないということです。

(5) 「宗教法人」とは

「宗教法人」とは、「法律上の能力が与えられた宗教団体」（1条1項）をいい、「宗教法人法により法人となった宗教団体」（4条2項）をいいます。

とはいえ、「宗教法人」は、専ら「財産管理」「世俗の事務」を行う法人ですから、「宗教活動」を行う「宗教団体」とは異質です。到底、「宗教団体」がそのまま「宗教法人」になったものとはいえません。

「宗教活動」を行う「宗教団体」の「財産管理」「世俗の事務」の部分だけが「宗教法人」になったと解するのが適切でしょう。いわば、「宗教団体の財務部」が「宗教法人」なのです。

そのため、規模の大きな宗教団体では、宗教団体の宗教活動を主宰する宗教職（宗教主宰者）が宗教法人の代表者（代表役員）に就任することなく、宗教主宰者の下位の宗教職や信者の役員を代表役員に充てているところもあります。

3 「宗教団体」

(1) 宗教法人法第2条

宗教法人法第2条において、「宗教団体」とは、次のように定められています。

「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成

することを主たる目的とする差に掲げる団体をいう。

- 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- 二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

(2) 「宗教団体」とは

この規定を分かりやすく整理しますと、次のようになります。

第一のポイントは、「主たる目的」です。

「主たる目的」とされている意味は、「従たる目的」を問わないということです。これが、単なる「目的」とされていると、それ以外の目的は許されなくなるからです。

その「主たる目的」とは、①「宗教教義の広布」、②「儀式行事の執行」、③「信者の教化育成」の3点です。

これらが「及び」で結ばれていますから、この3つを目的とすることが要件とされます。

この3つを「宗教活動」と呼びますと、「宗教団体」の絶対要件としては、「宗教活動」を主たる目的とするということになります。

第二のポイントは、「二種の団体」に該当することです。

「一号宗教団体」としては、①「礼拝の施設」を備える、②「神社・寺院・教会・修道院など」であることです。

つまり、宗教活動の基本となる礼拝を中心とする団体ということです。「単位宗教団体」ということにします。

「二号宗教団体」としては、①「一号宗教団体の包括」をする、②「教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区など」であることです。

つまり、宗教的な意味で、単位宗教団体の上位団体や、単位宗教団体を統括している団体や、単位宗教団体が所属している団体ということです。「包括宗教団体」ということにします。

さらに、法人となった単位宗教団体を「単位宗教法人」、法人となった包括宗教団体を「包括宗教法人」ということにします。

(3) 「宗教団体」の定義

以上をまとめますと、次のようになります。

「宗教活動」とは、「教義広布」+「儀式行事」+「教化育成」をいいます。

そして、「宗教団体」とは、「宗教活動」を行う、「単位宗教団体」or「包括宗教団体」をいいます。

なお、本書においては、記述が複雑になることを避けるために、以下、「宗教団体」とは「単位宗教団体」のみをさし、「宗教法人」とは「単位宗教法人」のみを意味するものとします。

(4) 「宗教団体」ではない「宗教団体」

以上、宗教法人法上の「宗教団体」に整理しましたが、法律の規定では、必ずしも、この宗教団体ではない団体を「宗教団体」としているものもあります。

その一例として、日本国憲法の例を挙げます。

日本国憲法第 20 条は、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」（1 項後段）と規定しています。

また、日本国憲法第 89 条は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定しています。

この憲法上の「宗教団体」は、宗教法人法上の「宗教団体」より広い概念であり、宗教法人法上の「宗教団体」は憲法上の「宗教団体」に当たりますが、憲法上の「宗教団体」が宗教法人法上の「宗教団体」にあたるとは限りません。

4 宗教法人の役員

(1) 「責任役員」

宗教法人法では、「宗教法人には、3 人以上の責任役員を置く」（18 条 1 項）と定められています。

「責任役員」は宗教法人の必置機関なのですが、責任役員を誰から選ぶのか（選任の対象）、誰が選ぶのか（選任の権限）、どのように選ぶのか（選任の手

続) などについては、何も定められていません。

そこで、責任役員の選任の方法などは、まったく宗教法人の任意となりますが、「責任役員の資格・任免」などを、あらかじめ規則で定めておかなければなりません(12条1項5号)。

規則での定めからの例としては、社团的組織をとる宗教団体においては、「氏子総会(信徒総会・会員総会など)において、氏子(信徒・会員など)の中から選任する」という規定をおいています。

多くの宗教団体では、同じような役員の選任を重ねてするのも大変なので、宗教団体の役員として選任された「氏子総代(信徒総代・信徒役員など)をもって充てる」としています。

そのほか、独裁的に思われがちですが、「代表役員が任命する」「宮司(住職・牧師など)が任命する」という規定も有効で、歴史的な宗教団体の多くで採用されています。

なお、規模の大きな宗教団体や包括宗教団体が積極的に関与している宗教団体においては、信者を加えないで、責任役員の全員を宗教職としているところもありますが、当然、有効です。

(2) 「宗教団体」とは何か

「責任役員に誰を当てるか」という問題は、そもそも「宗教団体」とは何かのかという問題に帰結します。

プロテスタント教会に多い、宗教団体を「信者を構成員とする社団」と考えるなら、社員である信者から責任役員を選任するのは当然でしょう。

基督教会の中にも、「牧師」も「信者の一員」であると考えられる立場もあれば、「牧師」は「包括宗教団体」から派遣された「信者ではない教職者」と考える立場もあります。

「包括宗教団体」を「宮司」「住職」「牧師」「司祭」などの宗教職によって構成され、聖職位に基づいて運営される団体と考え、単位宗教団体は、その機関として、上意に基づいて運営されると考えられているところが比較的多いように思われます。

最高位の宗教職が、神仏そのもの、神仏の代位者、神仏の意思の具現者など

として、崇敬拝礼の対象とされ、その意に従って宗教活動を行っている宗教団体も少なくありません。

したがって、世俗の事務を担当する宗教法人の責任役員とはいえ、当該宗教の教理教義、歴史伝統、慣習伝承などを抜きにしては考えられません。

当然、一律に事を論じるべきではなく、当該宗教や当該団体の神学・教学に基づいて、十分に考察される必要があります。

(3) 「代表役員」

宗教法人法では、「責任役員のうち一人を代表役員とする」（18条1項）と規定されています。

「責任役員」の一人である「代表役員」が、宗教法人の必置機関とされています。一般社団法人の「理事と代表理事」、株式会社の「取締役と代表取締役」との関係に類似しています。

しかし、一般社団法人の「理事と代表理事」や株式会社の「取締役と代表取締役」と、宗教法人の「責任役員と代表役員」とは、法的な性格が異なります。

「理事」「取締役」は、各自、法人を代表し（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法）77条1項本文、会社法349条1項本文）、「代表理事」「代表取締役」が定められた場合に限り、「代表理事」「代表取締役」が法人を代表します（一般法人法77条4項、会社法349条4項）。

しかし、宗教法人では、「責任役員」には代表権はなく、法律上、法人を代表する「代表役員」が定められています（宗教法人法18条1項・3項）。

(4) 代表役員の規定

一般法人・株式会社の「代表理事」「代表取締役」は、①定款、②理事・取締役の互選、③社員総会・株主総会の決議によって、理事・取締役の中から定められます（一般法人法77条3項、会社法349条3項）。

宗教法人の「代表役員」も、「規則に別段の定めがない」限り、「責任役員の互選によって定める」ものとされています（18条2項）。

しかし、宗教法人の実態として、責任役員から代表役員を選任する例は、極々稀であり、ほぼ零でしょう。

旧文部省の指導もあり、ほとんどの宗教法人の規則では、「宮司（住職・牧師など）をもって、代表役員とする」と定められているからです。

(5) 代表役員の選任

「宮司（住職・牧師など）をもって、代表役員とする」と定められている場合、宗教法人の規則上、「宮司（住職・牧師など）」の選任はどう定めるべきなのでしょうか。

戦前の「宗教団税法」では、「寺院規則」「教会規則」に、「宮司（住職・牧師など）」の規定が含まれていましたが、現行の「宗教法人法」にはありません。あくまでも「世俗の事務」に限られているからです。

そもそも「宮司（住職・牧師など）」の任免は、宗教法人の目的の範囲外ですし、代表役員の権限外のことですし、単立の宗教団体ではない大抵の宗教団体では、当該宗教団体の権限の及ぶところでもありません。

「宮司（住職・牧師など）」は、「総裁（管長・議長など）」に任命されて、当該宗教団体（神社・寺院・教会・修道院など）を治め、同所での宗教活動を主宰するために派遣された者であり、それに必要な全権限を委ねられたという理解が多数でしょう。

宗教団体の理解に基づきますので、各宗教団体によって異なります。

いずれにせよ、多くの場合、「宗教法人」の内部において、「宗教法人の代表者」である「代表役員」の任免ができないということです。

以下、「宮司（住職・牧師など）」を「宗教主宰者」といいます。

(6) 「宗教主宰者」と「代表役員」の兼職

このように、「宗教主宰者」が「代表役員」を兼職しているのが通例です。

しかし、「宗教主宰者」が「代表役員」なのではありません。前者は「聖職」であり、後者は「俗職」なので、しっかり区別が必要です。

なお、新宗教団体で多い例として、「教祖（会長・総裁など）」を「代表役員」としないことです。

「代表役員」とすることによって、「教祖（会長・総裁など）」に、世俗的な法律上の責任を負担させないためです。「聖俗の分離」を考えた、健全な考え

方でしょう。

その場合、「代表役員」は、「教祖（会長・総裁など）の指名する者」「教祖（会長・総裁など）の下位の宗教職」とされるなどしています。

そして、宗教主宰者と代表役員とが明瞭明解に分離され、代表役員が明瞭明確に宗教主宰者の下位に位置づけられている点、評価できます。

5 宗教法人の事務

(1) 事務の決定

宗教法人法は、「責任役員は、宗教法人の事務を決定する」（18条4項）と定め、「規則に別段の定めがなければ、宗教法人の事務は責任役員の定数の過半数で決する」（19条）と定めています。

「宗教法人の事務」とは、「一般社団法人の業務」（一般法人法76条1項・2項）や「株式会社の業務」（会社法348条1項・2項）に相当し、宗教法人の権限に属する法律上のあらゆる事項を意味します。

つまり、宗教法人の全権限の決定権を握っているのが責任役員です。

(2) 法人の代表・事務の総理

宗教法人法は、「代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する」（18条3項）と定めています。

「法人の代表」という規定は、一般法人法（77条）や会社法（349条）にもありますが、「事務の総理」という規定はありません。

「代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する」（一般法人法77条4項）や、「代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する」（会社法349条4項）と同様のことでしょうか。

日本国憲法では、「内閣の職務」として、「法律を誠実に執行し、国務を総理すること」（73条1号）との規定があり、その「国務の総理」と同様のことでしょうか。

(3) 不法行為責任

宗教法人法は、「宗教法人は、代表役員がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」（11条1項）と定めています。

「一般社団法人は、代表理事がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」（一般法人法 78 条）や「株式会社は、代表取締役がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」（会社法 350 条）と同様です。

5 「聖俗分離の原則」

(1) 「宗教団体」と「宗教法人」

宗教法人法では、「宗教団体」とは、「宗教活動」を主たる目的とする団体で（2条）、「法人となった宗教団体」が「宗教法人」とされています（4条2項）。

条文通りには、「宗教法人」イコール「宗教団体」となるのですが、「宗教法人」イコール「宗教団体」ではありません。

というのも、「宗教法人」とは、「宗教団体」の「財産管理」など「世俗の事務」を行う法人であり、「宗教活動」を行う法人ではないからです。

したがって、「宗教団体」が法人化して「宗教法人」に転化してしまうのではなく、「宗教団体」に法人格が付与されて「宗教法人」が付加されると考えるのが相当です。

そして、「宗教法人」が成立したとしても、「宗教活動」を行う「宗教団体」はそのまま存続し、「宗教法人」は、もっぱら「宗教団体」の「財産管理」など「世俗の事務」を担当するのです。

「宗教団体」は、法律の規制を受けませんから、「宗教法人」が解散したとしても、「宗教団体」も同時に解散するわけではありません。

ただし、「財産」はすべて「宗教法人」の所有となっていますから、「宗教団体」は、「無財産」の団体として存続することになります。

(2) 代表役員・責任役員の権限

「責任役員」は「宗教法人の事務を決定する」権限を有し（宗教法人法 18

条4項)、「代表役員」は「宗教法人を代表し、その事務を総理する」権限を有します(宗教法人法18条3項)。

したがって、「責任役員」と「代表役員」は、「宗教法人の全権限」を握っているということができます。

「代表役員」「責任役員」の権限について、宗教法人法は、「代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に関する権限は、当該役員の宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない」(18条6項)としています。

そもそも、「代表役員」「責任役員」は、「世俗の事務」を目的とする「宗教法人の役員」ですから、「世俗の事務に関する権限」を有するのみであり、「宗教活動に関する権限」を有しません。

しかしながら、「宗教法人の役員」ということから、「宗教活動」の面に関してや、「宗教職」に対しても、支配権を有すると誤解されかねませんから、明文の規定がされたものです。

(3) 「聖俗分離の原則」

「信教の自由」の基礎にあるのは、「聖俗分離の原則」です。

宗教法人法は、「聖俗分離の原則」を、「宗教団体と宗教法人の分離」「宗教主宰者と代表役員の分離」として具現しています。